

令和2年（2020年）5月19日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会
構成機関・団体の長様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設の使用停止の協力要請
等について

このことについては、令和2年（2020年）4月21日付け、5月5日付け及び5月7日付けで通知したところですが、下記のとおり、当該要請を5月20日で終了しますのでお知らせします。

なお、引き続き感染防止対策を徹底する必要がありますので、該当する施設を所管する場合は適切に御対応いただくとともに、貴機関・団体所属の会員等へ周知いただきますようお願ひいたします。

記

1 休業要請の終了日

令和2年（2020年）5月20日

2 事業者の方への協力依頼

- 別添「感染防止対策チェックリスト」（※）を用い、感染防止対策を行うとともに、リストを施設利用者が確認できる位置に掲示すること

（※）以下の6種類から、業種に応じて活用すること

①一般用、②遊興施設・遊技施設用、③パチンコ店用、④食事提供施設
⑤接待等を伴う遊興施設用、⑥カラオケボックス用

※5月7日に改定したチェックリストに、⑤及び⑥を追加。また、その他のチェックリストも見直し。

3 県民の皆様への協力依頼

- チェックリストを活用していないなど、感染防止対策が不十分な施設の利用を控えること

<お問合せ先>
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(熊本県健康福祉部健康危機管理課) 上野・緒方
直通: 096-333-2630 (内線 5930, 5932)

感染防止対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、主に以下の対策を徹底しています。

1 「三つの密」を避ける

① 密閉空間を避ける

- 定期的に入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、2方向で換気を行う。
- 密閉した部屋は使用しない。

② 密集場所を避ける

- 対面ではなく横並びで座る。
- 人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設ける。
または、人と人の間隔（1m、できれば2m）を十分に確保する。

③ 密接場面を避ける

- 入場人数や滞在時間の制限。
- 入退出時や集合場所、会計時のレジ等における十分な間隔の確保。

2 その他

- 発熱や風邪、味覚障害の症状がある方の入場制限や従業者の勤務制限。
- 咳エチケット、**こまめな手洗い**、手指消毒の徹底。
- 従業者及び入場者に対するマスクの着用の徹底。
- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置。
- 施設の適切な消毒や清掃。
- ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。
- トイレにおけるハンドドライヤー、共通タオルの使用停止。
- 休憩スペースの利用人数の制限。
- 鼻水、唾液などが付いたごみはビニール袋に密閉。回収時は手袋を着用。
- 万が一に備え、利用者の電話番号などの連絡先を把握（個人情報の取扱いに十分注意）。
- 大声での会話が行われないよう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整。